

特定小型原動機付自転車を利用される皆様へ

# 特定小型原動機付自転車も 飲酒運転は絶対禁止です！



ちょっとまって！  
お酒を飲んだ後に  
運転はできません！



## 道路交通法第65条

「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない」  
酒酔い運転：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金  
酒気帯び運転：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

特定小型原動機付自転車とは、車体の大きさや最高速度、  
車体の構造など、一定の基準を満たす車両のことです。  
交通ルールを守って安全に利用しましょう。



広島県警察